

## ラオス低所得者に対する生活手当支給について

2024年10月11日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

2023年10月1日より最低賃金が130万キープから160万キープへ引き上げられました（詳細は[ニュースレター](#)をご覧ください）。しかしながら、物価の上昇が続いており、ラオス政府は、2024年8月の政府定例会議で「低所得者に対する生活手当の支給」が決議されました。今回、労働社会福祉省及び国家労働組合委員長（以下、政府）は、2024年9月27日付でその実施に関する告知（以下、告知）を発行しました。その内容について解説いたします。



### 2. 告知の内容

#### （1） 製造業、サービス業等の雇用者（以下、雇用者）の義務

雇用者は、2024年10月1日より、下記に従って賃金・給与を支払う必要があります。技術がなく、過去に職業訓練や教育を受けたことがない自身の職場の労働者に対して一人につき月90万キープ（約40ドル）の生活手当を支給し、生活手当と賃金又は給料を合算して一人につき月250万キープ（約115ドル）を下さないようにすること

#### （2） 生活手当の支給対象者

生活手当は、賃金・基本給が1か月250万キープ未満のすべての労働者が対象となります。詳細は以下のとおりです。一般企業（法人）、一般企業以外の事業所（フリーランスを含む）、家族経営の事業体で契約等に基づいて働く、1か月の賃金・基本給が250万キープ未満（超過勤務手当、福利厚生費、その他手当を含まない）の労働者を支給の対象とすること

### 3. 告知の実施

雇用者は、賃金・基本給が月250万キープ未満の上記2で規定する労働者の給与の額を早急に見直し、2024年10月1日から、告知の内容を厳格に実施することを義務付けられています。なお、告知には、「最低賃金を引き上げる」という文言はなく、最低賃金は160万キープを維持するものと思われます。この点について、労働社会福祉省労働管理局に確認したところ、今回の告知の意図は、低所得者に対して「生活手当」を支給することを雇用者に新たに義務付けることにあり、最低賃金の引き上げは意図していないとのこと。また、数年以内に労働法の

改正が予定されており、草案には「生活手当」に関する規定を盛り込むことが見込まれるとのことです。

以上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。